

青森大学観光文化研究センター規程

(趣旨・設置)

第1条 青森大学（以下「本学」という。）に地域の観光振興に資する人材育成のため、また地域の観光を専門的立場から支援するため、青森大学附属総合研究所第4条の規定に基づき、青森大学観光文化研究センター（以下「センター」という。）を設置する。

(目的)

第2条 センターは広く観光を捉え、観光を学び、観光という視点で様々な場面で役立つ人材を輩出し、観光産業に留まらず、観光を通じて社会に役立つ人材を育成することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、その目的を達成するため、次に掲げる人材を育成するプログラムを企画し、実施する。

- (1) グローバルな視野を持つ、国際競争、インバウンド等に対応できる人材
- (2) 観光の新たなコンテンツ開発ができる人材
- (3) 観光地マネジメントができる人材
- (4) 営業力・マネジメント力を身に付け、観光関連組織で役立つ人材
- (5) 観光地域づくりを持続的・戦略的に推進する組織（DMOなど）で活躍できる人材
- (6) 観光産業を支える人材
- (7) その他センターの目的に合致すると認められる観光関係の人材

2 センターは、前項の業務を的確に実施するために必要な研究を行う。

3 センターは、前2項の業務を実施するに当たって、本学の計画及び方針を踏まえ、本学教務委員会、附属総合研究所等と適切な連携を図るものとする。

(組織)

第4条 センターに、センター長、副センター長、センター員及び客員研究員を置く。

- (1) センター長（1名）
- (2) 副センター長（1名）
- (3) センター員（各学部教員2名以内。ただし、社会学部は4名以内。）
- (4) センター事務員
- (5) 客員研究員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の教員の中から、学長が任命する。

- 2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 センター長はセンターの活動に関する事項を統括する。

(副センター長)

第6条 副センター長は、本学の教員の中から、学長が任命する。

- 2 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

(センター員)

第7条 センター員は、第3条第1項及び第2項に定める人材育成及び研究に関する業務に従事する。

- 2 前項に規定するセンター員のほか、各学部教員の中から、センターの研究プロジェクトを推進する教員を置くことができる。

(客員研究員)

第8条 センターは、必要に応じて外部の専門家、有識者を客員研究員とすることができる。

- 2 客員研究員は、センター長の指名に基づき、学長が委嘱する。
- 3 客員研究員の委嘱期間は1年とし、再任を妨げない。

(運営会議)

第9条 センターが行う業務を円滑に実施するため、観光文化研究センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置き、次の各号について審議し決定する。

- (1) センターの事業計画に関する事項
 - (2) 受託事業に関する申請業務及び運営
 - (3) その他センターの運営に関する重要事項
- 2 運営会議は、センター長が招集し、主宰する。
 - 3 運営会議の委員は、センター長、副センター長、センター員及び客員研究員とする。
 - 4 運営会議は、必要に応じ、委員以外の教職員、外部有識者の出席を求めることができる。

(事務局)

第10条 センターの事務は、センター長、副センター長、センター事務員が行う。

- 2 センター事務員は、センターの庶務及び会計事務を担当する。

(その他)

第11条 この規程に定めるものの他、運営方法等必要なことは別に定めることができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学運営会議が審議し、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から改正施行する。